

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日が休日は、  
翌日）

## 目次

◇訓令 鳥取県水産試験場規程等を廃止する訓令

◇告示 保険医の登録

保険薬剤師の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医としての登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険薬剤師等の登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

解除予定の保安林（五件）

保安林の指定の解除（三件）

国有財産の用途廃止（二件）

◇選挙管理委員会の招集

鳥取県海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

## 訓令

### 鳥取県訓令第一号

鳥取県水産試験場規程等を廃止する訓令を次のように定める。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県水産試験場規程等を廃止する訓令

次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 鳥取県水産試験場規程（昭和二十三年七月鳥取県訓令第十五号）
- 二 鳥取県家畜保健衛生所処務規程（昭和二十六年九月鳥取県訓令甲第六十二号）
- 三 蚕業導指所処務規程（昭和二十八年八月鳥取県訓令第二十一号）
- 四 鳥取県繭検定所処務規程（昭和二十八年八月鳥取県訓令第二十二号）
- 五 鳥取県蚕業試験場処務規程（昭和二十八年八月鳥取県訓令第二十三号）
- 六 鳥取県林業試験場処務規程（昭和三十年九月鳥取県訓令第二十三号）
- 七 鳥取県中小家畜試験場処務規程（昭和三十七年九月鳥取県訓令第六号）
- 八 鳥取県畜産試験場処務規程（昭和三十七年九月鳥取県訓令第七号）

附 則

この訓令は、昭和五十年一月十四日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
諏訪部 弘一郎	鳥齒第三二五号	昭和四十九年十二月二十八日

鳥取県告示第二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
佐々木 節子	鳥葉第三〇一号	昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県告示第二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
長田産科婦人科医院	米子市上後藤字外浜道 東三一三の一	昭和五十年一月一日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原 四〇六	六日
鈴木 歯科 医院	米子市加茂町一丁目 三二	"
新納 歯科 医院	米子市角盤町四丁目 一六一	"

鳥取県告示第二十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
長田産科婦人科医院	米子市上後藤字外浜道東三二三の一番地	全国	昭和五十年一月一日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原四〇六	"	六日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二	"	"
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目一六一	"	"

鳥取県告示第二十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国薬第 二九九号	武 林 甫	昭和四十九年十一月二十五日
鳥国医第一、九二六号	竹 久 義 明	" 十二月五日

鳥取県告示第二十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国薬第 三〇〇号	毛 利 薫	昭和四十九年十二月十三日
" 三〇一号	佐々木 節子	" 二十六日
鳥国歯第 三二五号	諏訪部 弘一郎	" 二十八日

鳥取県告示第二十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規

則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十九年十二月三十一日	長 田 医 院	境港市佐斐神町二二三五

鳥取県告示第二十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年一月一日	長田産科婦人科医院	米子市上後藤三三一一

鳥取県告示第二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市福富字天王峯四一三の二、四一三の三、四三三(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字榎水高原一・二の八八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字松尾字サブウスヒ二六六、二六七、字土ヤウ山三二

二、三二三、（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

砂防設備敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字水谷字茗荷谷一〇九七の一、字崩里の谷東平一一〇

〇、一一〇一の一、一一〇一の二（以上四筆について、次の図に示す部

分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字扇ノ山八七八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の五五、二七〇八の五六

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字鷺取四五六の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の二五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年一月十四日から用途廃止した。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市伏野字後谷一五〇九番一	地先から同市伏野字後谷二八六番地先まで	七七六・一三	海浜地

鳥取県告示第三十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年一月十四日から用途廃止した。

昭和五十年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
八頭郡河原町大字今在家字澤四〇八番一地先	六五・〇六	道路敷
八頭郡河原町大字今在家字浜六〇二番一地先	四九・二五	水路敷
八頭郡河原町大字今在家字浜六〇〇番一地先	二一・六五	水路敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十年一月十六日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題 不在者投票管理者を置くことのできる身体障害者更生援護施設の指定について

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和四十九年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、四八二人

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

- 一 聴聞の期日及び場所  
昭和五十年一月二十三日 午後一時から
- 二 鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）
- 三 聴聞当事者の住所及び氏名  
東伯郡三朝町大字砂原二三二の二番地 北 川 登